

相馬市復興推進計画

令和元年6月13日
福島県相馬市

1. 計画の区域 相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により死者458名、地震・津波による住家被害が全壊1,097棟を含む5,823棟など人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、地域経済に甚大な影響を及ぼした。

また、津波により甚大な被害を受けた相双地方の物流拠点である相馬港の復旧が完了し、東京電力福島第一発電所の事故の影響により通行が禁止されていた相双地方から首都圏への幹線道路が開通したものの、常磐線については依然、相双地方から首都圏へのアクセスが絶たれているため、輸送機能が低下しており、地域経済に支障を来している。

このような中、本市では、平成30年11月に改定した「相馬市復興計画 Ver3.2」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上、人材育成の推進等を図り、地域経済を活性化させていくことを目的として、「企業誘致による雇用創出」の推進を掲げている。

これを受け、本市の中核的産業を担う立地企業の工場増設及び製造設備の増強に向けた支援を行うことにより、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである化学工業において、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図るため、立地企業の加工生産ラインの強化に向けた工場増設及び製造設備の増強への投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するハクゾウメディカル株式会社（以下「対象事業者」という。）に対

し、本市光陽地区において共同事業者のハクゾウメディカルテクノス株式会社による化学工業製品の製造能力の増強を目的とした製造工場増設等を行うために、必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における化学工業は、本市における従業員数で第8位に位置付けられている本市の中核的産業である。また、本事業は、本市における化学工業の従業員数の約35%を占める対象事業者が実施するものであり、5人の新規雇用を予定している。

そのため、対象事業者が行う化学工業製品の製造能力の増強のための製造工場増設による雇用効果や経済効果は、目標に掲げた「本市の中核的産業を担う立地企業の工場増設及び製造設備の増強に向けた支援を行うことにより、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社三菱UFJ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

化学工業製品の製造を行う対象事業者は、本市における化学工業における主要な事業者であり、その売上高および従業員数は当市に事業所を有する化学工業の事業者の中でもトップクラスを誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者が製造能力を増強することによって、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を

行った。

また、相馬市、福島県、株式会社三菱 UFJ 銀行及び対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。